

福祉相談所設置日程

【時間】午後1時30分～午後4時
(当日受付は午後3時まで)

1人約15分程度の相談となります。

【予約およびお問い合わせ】

白浜支部 ☎45-2711

日置川支部 ☎52-2111

※お申し込みは、各支部事務所まで。

※混雑する場合や日程の変更、中止の場合もございますので、事前にご予約ください。

白浜支部

日程	内容	会場
4/4	財産・登記	本部事務所
4/11	人権	本部事務所
4/18	法律	本部事務所
5/2	財産・登記	本部事務所

日置川支部

日程	内容	会場
4/1	法律	みまい荘
4/20	人権	高齢者生活福祉センター
5/6	法律	川添山村活性化支援センター

認知症の人と家族のつどい相談交流会

(社)和歌山県認知症支援協会と本会では、「認知症の人と家族のつどい相談交流会」を開催しています。「もしかしら認知症?こんな時どうしたらいいの?」家族や身内に認知症の方がいる方、物忘れが心配な方、悩みや思いを介護経験のある方と一緒に考えていきませんか。(詳細は各福祉関係機関に置かれているチラシをご参照ください。)



【白浜会場】

◆開催 4月、6月、8月、10月、12月、2月
第2水曜日 午後1時30分～3時30分

◆会場 美之浦保健センター1階

【日置川会場】

◆開催 5月、7月、9月、11月、1月、3月
第2水曜日 午後1時30分～3時30分

◆会場 白浜町社会福祉協議会日置川支部

※どちらの会場でも参加できます。

※参加には事前申込が必要となります。開催2日前までに本会各支部までご連絡ください。

※申し込みが無い場合、開催を見合わせる場合がありますので、ご了承ください。

福祉総合相談事業

日常生活上の悩みごとから専門的な相談まで、あらゆる相談に応じるため、専門の相談員がお話しをお伺いし、問題解決に向けてのアドバイスをさせていただきます。「どこに相談したらいいの?」そんな時は、まずはご連絡ください。

相談の種類

種類	相談員	内容
法律	弁護士	法律に基づく対処方法について相談に応じます。
財産・登記	司法書士	財産登記等について相談に応じます。
人権	人権擁護委員	人権の侵害等について相談に応じます。



相談所開設日

法律相談は、原則として白浜地区第3月曜日、日置川地区第1金曜日です。その他の専門相談の詳しい開設日については、『福祉相談所設置日程』をご確認いただくか、社協各支部までお問い合わせください。(相談時間は、1人15分程度となります。)

※相談内容によっては、他の相談機関を紹介させていただく場合がありますので、ご了承ください。



2月12日、日本財団公益ボランティア支援グループ様より、福祉車両購入の一部助成をいただきました。この度の善意の助成を地域の福祉向上に役立てさせていただきます。関係者の皆さま、誠にありがとうございました。

日本財団様 福祉車両購入の一部助成ありがとうございました

塩野 谷口 ヤス子 様

(平成28年2月末迄分)

※書き損じハガキ・古切手・清拭布・ブルタブなども多くの方からいただきました。ありがとうございました。本年度も収集ボランティア活動へのご協力よろしくお願い致します。

※社協だよりは、共同募金配分金や社協会費等を活用して掲載しています。

社協だより

ふくし しらはま



社会福祉法人

白浜町社会福祉協議会

〒649-2324 白浜町十九淵 274 番地の 1
TEL 0739-45-2711 FAX 0739-45-2777
Eメールアドレス info@shirahama-syakyo.jp

日置川支部

〒649-2511 白浜町日置 197 番地の 1
高齢者生活福祉センター夢の里内
TEL 0739-52-2111 FAX 0739-52-2666
Eメールアドレス hikigawa@shirahama-syakyo.jp

ホームページ http://www.shirahama-syakyo.jp/

地域全体で高齢者の自立した生活を支援するための仕組みを目指して

要支援状態となるおそれのある高齢者を対象として、介護予防と日常生活への支援とを切れ目なく提供する仕組みとして「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。本総合事業は、市町村の判断により、地域支援事業において、多様な人材資源を含む社会資源の活用を図ることにより、二次予防事業対象者から要支援者になった場合や、要支援者から二次予防事業対象者になった場合にも、自立支援が途切れることのないよう、適切なサービスを効果的に提供する仕組みであり、まさに地域包括ケアを具現化する第一歩と言っても過言ではありません。介護予防・日常生活支援総合事業の活用については市町村の判断と裁量に任されています。このことは、本事業が自治体にとって比較的自由度の高い事業である一方、自治体の積極的取組と熱意、そして適切なマネジメントの能力も必要となることを意味しています。

(※「介護予防・日常生活支援総合事業の手引き」より一部抜粋)

地域デイサロンの事業

デイサロンとは、住み慣れた地域の集会所などにおける「集いの場」と「介護予防」とを合わせたサービスです。介護予防としては体操・運動教室を中心に、歯科衛生士による口腔ケアの話、管理栄養士による食事についての話や調理実習などの健康教室を行いつつ、認知症予防講座やその他のいろいろを織り交ぜて行います。



開催	月2～3回(1地区当たり)、午前10時～午後3時
利用料	1,000円/回(うち利用料500円、食事代500円)
お願い	○送迎は、待ち合わせ場所から会場までとします。(途中下車はできません) ○会場への飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

コミュニティ育成支援事業(地域福祉座談会)

高齢化に伴い、地域では、ひとり暮らしの方や老夫婦の方が多くなってきています。そうした方たちが、住み慣れた地域でできるだけ元気に生活が継続できるように、どのようなこと気をつけたらいいのか、また、何かあった際にはどこに相談すればいいのかなど、今後の生活で不安なことについて話し合いを持ちたいと思います。また、地域における助け合いや見守りについても考えたいと思います。

他にも、認知症予防の勉強会なども実施しております。



※本会では、上記の事業を町から委託を受けて実施しています。質問などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。なお、「介護予防・日常生活支援総合事業」については、市町村により開始時期が異なります。